

使用開始日
2026年9月1日

AMOのMRF (マネー・リザーブ・ファンド)

追加型投信／国内／債券／MRF

商品分類				属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	債券	MRF	債券・一般・クレジット属性 (高格付債)	日々	日本

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

当ファンドは、2026年9月1日付でファンド名称を「MHAMのMRF(マネー・リザーブ・ファンド)」から「AMOのMRF(マネー・リザーブ・ファンド)」に変更しました。

この目論見書により行う「AMOのMRF(マネー・リザーブ・ファンド)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年8月31日に関東財務局長に提出しており、2026年9月1日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2026年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:25兆732億円
(2026年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1 信用度が高く、残存期間の短い内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象として、安定運用を行います。

- ポートフォリオ(組入資産)の平均残存期間は90日以内(WAM方式※では60日以内)とします。

※平均残存期間は、一般に保有する有価証券等の残存期間(償還日または満期日までの期間)を加重平均したものです。WAM(Weighted Average Maturity:加重平均満期)方式においては、変動利付債の残存期間を受渡日から次回金利適用日の前日までの日数とし、以後次回金利適用日まで日々日数を減じた期間として算出するなど、変動金利の投資対象については、金利調整までの日を残存期間として算出します。

- 有価証券および金融商品(「有価証券等」といいます。)に対しては、取得取引の受渡日から償還日(または満期日)までの期間が1年を超えないように投資します。
- わが国の国債・政府保証債以外の有価証券に投資する場合には、1社以上の信用格付業者等※からA-相当以上の長期信用格付け、またはA-2相当以上の短期信用格付けを受けている適格有価証券を投資対象とします。

※金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいいます(以下同じ。)

- ▷ コール・ローンなどの金融商品についても、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品を投資対象とします。(「適格金融商品」といいます。)
- ▷ 信用格付業者等から信用格付けを受けていない有価証券および金融商品について、委託会社が、上記の信用格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。
- 外貨建資産への投資は、「円貨で約定し、円貨で決済するもの」(為替変動リスクの生じないもの)に限ります。
- 私募により発行された有価証券(短期社債等を除きます。)および取得時において償還金等が不確定な仕組債等への投資は行いません。

2 株式への投資は行いません。

3 毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を分配します。

- 収益分配金は、毎月の最終営業日に1ヵ月分(原則として、前月の最終営業日から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金)をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いた後で自動的に再投資されます。

*将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

① 適格有価証券に該当しない有価証券	わが国の国債および政府保証債以外の有価証券で、適格有価証券(わが国の国債および政府保証債以外の有価証券で、1社以上の信用格付業者等から第三位(A-相当)以上の長期信用格付けまたは第二位(A-2相当)以上の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの)に該当しないものへの投資は行いません。
② 適格金融商品に該当しない金融商品	指定金銭信託および取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている金融商品以外の金融商品で、適格金融商品(金融商品のうち、上記適格有価証券の規定に準ずる範囲の金融商品)に該当しないものへの投資は行いません。
③ 有価証券取得時の約定日から受渡日までの期間	有価証券を取得する際における約定日から当該取得にかかる受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとします。
④ 同一法人等が発行した第一種適格有価証券等	適格有価証券のうち、2社以上の信用格付業者等から第二位(AA格相当)以上の長期信用格付けまたは最上位(A-1格相当)の短期信用格付けを受けているもの、もしくは信用格付けのない場合には委託会社が当該信用格付けと同等の信用度を有すると判断したもの(以下「第一種適格有価証券」といいます。)、または適格金融商品のうち、第一種適格有価証券と同等に位置付けられるもので、同一法人等が発行した有価証券等(同一法人等を相手方とするコール・ローン、預金等を含みます。下記⑤および⑥において同じ。)への投資割合は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑤ 第二種適格有価証券等および同一法人等が発行した第二種適格有価証券等	適格有価証券のうち、第一種適格有価証券以外のもの(以下「第二種適格有価証券」といいます。))および適格金融商品のうち第二種適格有価証券と同等に位置付けられるものへの投資割合は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の5%以下とします。また、この場合において、同一法人等が発行した有価証券等への投資割合は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の1%以下とします。
⑥ 適格金融商品であるコール・ローンのうち取引期間が5営業日以内のものおよび同一法人等が発行した当該コール・ローン等	適格金融商品であるコール・ローンのうち、取引期間が5営業日以内のものによる運用については、上記④および⑤の規定を適用しません。また、同一法人等が発行した有価証券等で当該コール・ローンおよび上記④または⑤の適用を受ける有価証券等への投資割合は、これらの合計額が信託財産の純資産総額の25%以下とします。
⑦ 時価の入手できない公社債	公社債については、時価が入手できないものは組入れないものとします。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

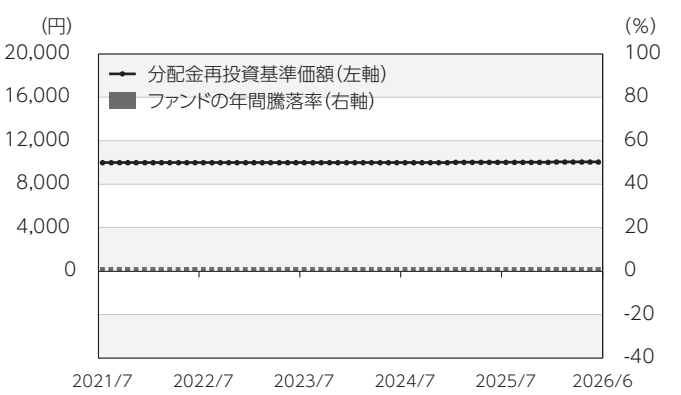
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



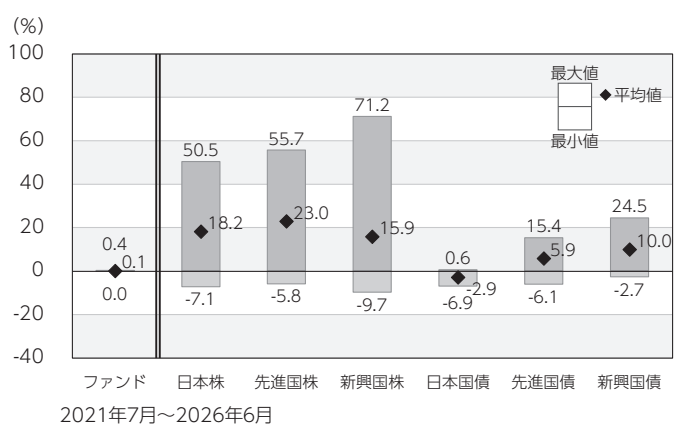
投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額を10,000として指数化しています。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

データの基準日:2026年6月30日

(%)

1.00

0.80

0.60

0.40

0.20

0.00

純資産総額(右軸)

7日間平均年換算利回り(左軸)

2016年6月

2018年6月

2020年6月

2022年6月

2024年6月

2026年6月

(億円)

15,000

12,000

9,000

6,000

3,000

0

主要な資産の状況

資産の種類		比率(%)
その他有価証券		43.49
	内 日本	43.49
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		56.51
合計(純資産総額)		100.00

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還日	比率(%)
1	NTTファイナンス CP 20260727	その他有価証券	日本	－	2026/7/27	2.87
2	三菱UFJモルガン・スタンレー証券 CP 20260803	その他有価証券	日本	－	2026/8/3	2.87
3	東急 CP 20260731	その他有価証券	日本	－	2026/7/31	2.11
4	日本証券金融 CP 20260813	その他有価証券	日本	－	2026/8/13	2.11
5	NTT・TCリース CP 20260714	その他有価証券	日本	－	2026/7/14	1.66
6	三菱UFJニコス CP 20260717	その他有価証券	日本	－	2026/7/17	1.51
7	INPEX CP 20260721	その他有価証券	日本	－	2026/7/21	1.51
8	三菱HCキャピタル CP 20260728	その他有価証券	日本	－	2026/7/28	1.51
9	いすゞ自動車 CP 20260731	その他有価証券	日本	－	2026/7/31	1.51
10	SMBC日興証券 CP 20260817	その他有価証券	日本	－	2026/8/17	1.51

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1円以上1円単位(当初元本1口=1円)		
購 入 価 額	購入日の前日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)		
購 入 日	購入日は購入申込受付日において販売会社が購入代金を受領した時間により異なります。		
		販売会社が購入代金の受領を確認した時間	
		申込締切時間*1以前	申込締切時間*1過ぎ
	購入日	購入申込受付日の当日*2	購入申込受付日の翌営業日*3
	※1 申込締切時間は、購入申込受付日における販売会社が別に定める時間(2026年8月31日現在は午後3時30分。)となります。 ※2 購入申込受付日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、購入申込みに応じないものとします。 ※3 購入申込受付日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、購入申込受付日の翌営業日以降、最初に購入にかかる基準価額が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が購入日となります。 (注)購入申込受付日は、委託会社の営業日とします。		
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。		
購 入 の 取 扱 い	原則として、個人投資者の購入申込みに限定します。		
換 金 単 位	1口単位		
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の前日の基準価額 ※販売会社のうち委託会社が別に定める販売会社(2026年8月31日現在、みずほ証券株式会社を指します。以下同じ。)が投資者からの換金申込を正午以前に受付けた場合で、当該投資者が換金代金を当該申込受付日に受取ることを希望する場合における換金価額は、当該申込日の前日の基準価額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。		
換 金 代 金	換金申込受付日の翌営業日からお支払いします。 ※前掲「換金価額」の注記に記載した場合は、換金申込受付日から販売会社において投資者に支払われます。 ※販売会社によっては、正午を過ぎての換金のお申込みで換金申込日当日に換金代金相当額の受取りを希望する場合に、販売会社所定の諸手続きにより、キャッシング(即日引出)を利用することができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※販売会社と分配金再投資に関する契約を結んだ投資者が、当該分配金再投資に関する契約を解除する場合において、収益分配金があるときは、その際に当該収益分配金を支払います。		
申 込 締 切 時 間	販売会社までお問い合わせください。		
購入の申込期間	2026年9月1日から2027年2月26日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。		
換 金 制 限	－		
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。		



#



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

ファンドの日々の信託元本の額に対して年1.0300%以内の率で次に掲げる率
 信託報酬＝運用期間中の1口当たり信託元本×信託報酬率
 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のときファンドから支払われます。

①各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の11.33を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年0.2266%以下の場合には、年0.2266%以内の率とします。

②上記①の規定にかかわらず、日々の基準価額算出に用いるコール・ローンのオーバーナイト物レート(「コール・レート」といいます。)が年率0.4%未満の場合の信託報酬率は、当該コール・レートに0.515を乗じて得た率以内の率とします。

【信託報酬率の配分】

	委託会社	販売会社	受託会社
コール・レートが年率0.4%以上のとき	信託報酬率から受託会社および販売会社の配分率を差し引いた率	((年換算収益分配率×0.11-0.02%)×0.7)÷1.05×1.10(注)	0.0167%
コール・レートが年率0.4%未満のとき	3者の配分は別途定めます。		

(注) 当該計算式により得られた率。年換算収益分配率が2.0%以下の場合には、販売会社の配分率は0.1466%とします。

※販売会社の運用管理費用には、消費税等相当額を含みます。

運用管理費用(信託報酬)を対価とする支払先毎の役務は以下のとおりです。

支払先	主な役務
委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価



手続・手数料等

そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 •組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 •信託事務の処理に要する諸費用 •外国での資産の保管等に要する費用 •監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎月の最終営業日または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
--------------------------------	--

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の税率です。(非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。)

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	利子所得として課税 分配金に対して20.315%
償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



目論見書補完書面（投資信託）

ファンド名：AMOのMRF（マネー・リザーブ・ファンド）
設定・運用：アセットマネジメント One 株式会社

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。投資信託のお取引にあたっては、この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

【手数料等諸費用について】

購入時手数料：

購入時手数料はありません。

保有期間中にご負担いただく諸費用、手数料等、および換金時にご負担いただく諸費用等は投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。なお、手数料等諸費用の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【金融商品取引契約のリスク】

投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

みずほ証券株式会社は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱い、および販売等に関する事務を行います。

購入単位

当初 1 口元本：1 円

(口数指定) ー以上 ー単位

(金額指定) 1 円以上 1 円単位

換金単位

(口数指定) 1 口以上 1 口単位

(金額指定) 1 円以上 1 円単位

※NISA の対象銘柄ではありません。

※投資信託によっては、その信託財産の規模、商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の購入および換金請求に制限が設けられる場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、上記の口座に加え外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部を（前受金等）お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

当社とお客さまとの利益が相反するおそれ

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・ 当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。これは、商品購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンド管理等の対価です。
- ・ 当社および当ファンドの発行者であるアセットマネジメント One 株式会社は、みずほフィナンシャルグループに属し、資本関係があります。また、2026 年 6 月 30 日時点において、みずほフィナンシャルグループの会社間で役職員の兼職および／あるいは出向しており、人的関係もあります。当社が当ファンドを販売した場合、資本関係および人的関係のあるアセットマネジメント One 株式会社の収益となることによりグループ全体の収益となります。
- ・ 当社の営業員に対する業績評価上、当ファンドの販売が他のファンドの販売より高く評価されることはありません。

販売会社たる当社の概要

商号等 みずほ証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号
本店所在地 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエア
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 1,251億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 大正6年7月
連絡先 お取引のある支店（部署）
またはコールセンター 0570-000-324（ナビダイヤル） にご連絡ください。

みずほ証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社お客さま相談室では、お電話にてお客さまのご意見や苦情等をお受けしております。

電話番号：フリーダイヤル 0120-324-051

受付時間：月曜日～金曜日の8時40分～17時10分

ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住 所：東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

この書面は、作成時点の情報に基づき作成しておりますが、今後内容が変更になる場合があります。